埼玉県事業者オンライン申請サービス

ご利用マニュアル (変更届)

第1.02版

※本マニュアルは、「埼玉県SDGsパートナー登録」の「変更届」に 係る操作手順について記載しています。

「埼玉県事業者オンライン申請サービス」へのユーザー登録等、システム全体に係る操作手順については、下記マニュアルを御参照ください。

埼玉県事業者オンライン申請サービス 申請者向けご利用マニュアル

目次

番号	項目名	ページ
1	はじめに	2
2	変更届の様式選択	3
3	変更箇所の入力	5
4	変更手続の完了	7

1.はじめに

本マニュアルでは<u>「SDGsパートナー」登録における変更届</u>の手続きの流れを記載しています。

ユーザー登録等、埼玉県事業者オンライン申請サービス全体の操作に については、下記マニュアルを参照ください。

埼玉県事業者オンライン申請サービス 申請者向けご利用マニュアル

【変更届】

住所や代表者等、申請者情報の変更等が生じた場合、当該手続を 行います。

※宣言内容や取組内容の変更は原則受け付けておりませんので、 別途御相談ください。

連絡先:a2130-07@pref.saitama.lg.jp

2.変更届の様式選択

① ホーム画面から「SDGsパートナー申請」の中の「埼玉県SDGsパートナー登録内容変更届」を選択



② 「過去申請参照」を選択



2.変更届の様式選択

③ 変更届の元となる、承認済みの申請書を選択



- ※ 選択した申請書の内容を元に作成されるため、最新の申請書を選択してください。 以前に変更届が申請されている場合や取組状況報告が申請されている場合は、そ ちらを選択してください。
- ④変更箇所のチェックボックスを選択し、変更後の内容を記入

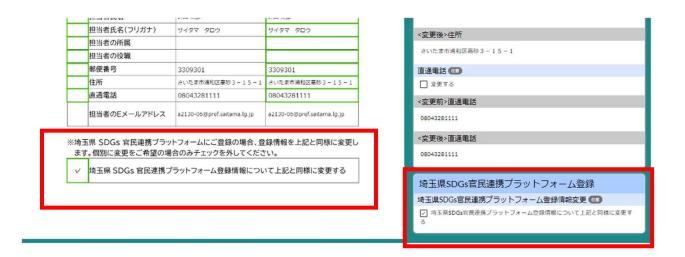


3.変更箇所の入力

※「申請日」と「パートナー登録番号」は自動入力のため、記入する必要はありません。



※「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」会員名簿に、当該 変更届の内容を反映いたします。変更内容を反映させたくない方、 もしくは会員ではない方のみチェックを外してください。



3.変更箇所の入力

SDGs達成に向けた県内企業等の取組方針

SDGs達成に向けた重点的な取組

当社は発展性にである「唯一人取り残さない」に言うさ行動し、力率はとは主義の学也なが必然社会の発展に表すする。この 考え力は対象である対象内は(SDGS)と同じ力のも目指すものであり、社員ひとりひとりが発来に表明が取り返しことにより、SDGsの依然に言称していく。

⑤-a (変更箇所に下記の宣言書記載項目が含まれる場合)



「次のページ」を選択

変更内容が宣言書に反映 されているか確認した後 「提出 | を選択

(5)-b (変更箇所に下記の宣言書記載項目が含まれない場合)

株式会社ねこあお

代表者役職名

さいた末支店長

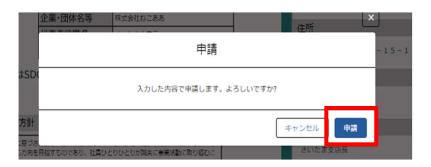


「提出」を選択

【宣言書記載項目】

- ・住所・企業団体名等
- · 代表者役職名 · 代表者氏名

4.変更手続の完了





○「申請」を選択する と申請が完了します。



○また、ユーザー登録した アドレスに申請受付通知 のメールが届きます。



○県側の確認が取れ次第 手続完了のメールが届き ます。手続は以上です。